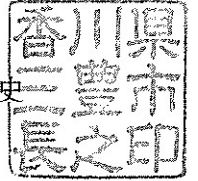


三豊市公告第13号

三豊農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

令和8年3月26日

三豊市長 山下 昭史



1 農業振興地域整備計画の縦覧場所

三豊市役所農林水産課 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

2 変更年月日

令和8年3月26日

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見の要旨及び処理結果

別紙のとおり

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和8年2月4日	
異議申出状況	有	無
意見書提出状況	有	無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること	3. 農業振興施策についての市町住民からの要請
-----------------	-------------------------

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分	農用地区域からの除外
------	------------

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文の番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
1	高瀬町羽方	川北	102-1	田	田	1,378.00㎡	1,378.00㎡	農地	駐車場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
2	高瀬町佐股	山地岡	甲3047-2	畑	畑	106.00㎡	106.00㎡	農地	資材置場、車両置場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
3	高瀬町佐股	山地岡	甲3047-3	畑	畑	13.00㎡	13.00㎡	農地	資材置場、車両置場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
4	高瀬町上勝間	山王	147-5	畑	畑	29.00㎡	29.00㎡	農地	資材置場、車両置場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
5	高瀬町上勝間	山王	148-3	畑	畑	121.00㎡	121.00㎡	農地	資材置場、車両置場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
6	高瀬町上勝間	山王	147-1	畑	畑	855.00㎡	855.00㎡	農地	資材置場、車両置場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
7	高瀬町上勝間	山王	148-4	畑	畑	16.00㎡	16.00㎡	農地	資材置場、車両置場	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和8年2月4日	
異議申出状況	有	無
意見書提出状況	有	無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること

3. 農業振興施策についての市町住民からの要請

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分	農用地区域からの除外
------	------------

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文の番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
8	高瀬町下勝間	下土井	226-1	田	雑種地	830.00㎡	250.00㎡	農地	駐車場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
9	高瀬町上高瀬	竹田	1417-1	田	田	378.00㎡	378.00㎡	農地	駐車場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
10	高瀬町上高瀬	竹田	1417-2	田	田	766.00㎡	766.00㎡	農地	駐車場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
11	高瀬町上高瀬	昼原	3626-1	田	田	444.00㎡	444.00㎡	農地	駐車場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
12	高瀬町新名	上分	1098-1	田	田	751.00㎡	751.00㎡	農地	資材置場、駐車場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
13	高瀬町新名	高木	1416	田	田	529.00㎡	529.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
14	高瀬町新名	高木	1417-2	田	畑	203.00㎡	203.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和8年2月4日	
異議申出状況	有	無
意見書提出状況	有	無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること

3. 農業振興施策についての市町住民からの要請

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分	農用地区域からの除外
------	------------

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文的番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
15	高瀬町新名	高木	1418-1	田	田	295.00㎡	295.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
16	高瀬町新名	高木	1418-2	田	田	163.00㎡	163.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
17	三野町大見	原上	甲179-5	田	田	678.00㎡	678.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
18	三野町大見	原	甲225-1	田	田	1,156.00㎡	1,156.00㎡	農地	分譲住宅	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
19	豊中町笠田笠岡	本村	2889	田	田	827.00㎡	340.00㎡	農地	分家住宅	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
20	豊中町笠田竹田	川向	916	田	田	660.00㎡	660.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
21	豊中町笠田竹田	川向	927	田	田	696.00㎡	696.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和8年2月4日	
異議申出状況	有	無
意見書提出状況	有	無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること

3. 農業振興施策についての市町住民からの要請

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分	農用地区域からの除外
------	------------

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文の番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
22	豊中町笠田竹田	川向	925	田	田	651.00㎡	651.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
23	豊中町笠田竹田	川向	926	田	田	595.00㎡	595.00㎡	農地	資材置場	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
24	豊中町本山甲	摺木原	362-1	田	田	510.00㎡	510.00㎡	農地	分譲住宅	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
25	豊中町本山甲	原下	2251-1	田	田	1,212.00㎡	494.00㎡	農地	非農家一般住宅	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
26	詫間町松崎	山下	59-1	畑	宅地	446.00㎡	446.00㎡	農地	貸事務所	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
27	仁尾町仁尾	北草木	丙877-1	田	田	1,088.00㎡	499.00㎡	農地	非農家一般住宅	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
28	財田町財田中	中本	3535	田	宅地	145.00㎡	145.00㎡	農地	農家住宅	㊦ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和8年2月4日	
異議申出状況	有	無
意見書提出状況	有	無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること

3. 農業振興施策についての市町住民からの要請

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分	農用地区域からの除外
------	------------

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文的番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
29	財田町財田中	中本	3539-1	田	宅地	769.00㎡	122.06㎡	農地	農家住宅	◎ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
合計						16,310.00㎡	13,289.06㎡			

区分	自己住宅	分譲・賃貸住宅	業務用地	農業用施設	植林	公共施設	合計
件数	5	2	22				29
面積(㎡)	1,600.06	1,666.00	10,023.00				13,289.06

- ①法10条3項各号全てに非該当、かつ農業振興地域上支障なし
 ②法10条4項該当
 ③法10条4項及び施行令7条1号～3号該当
 ④法10条4項、施行令7条4号及び規則4条の4該当
 ⑤法13条2項各号該当

- (注) 1 番号欄は、個別見直しの場合は(審査調書と対応する)案件ごとに記載すること。
 2 「事前協議回答年月日」欄、「異議申出状況」欄及び「意見書提出状況欄」は、協議の際にのみ記載すること。
 3 変更しようとする土地を記載する欄は、適宜行数を加減すること。
 4 除外の理由については、(別紙)変更の理由記載例を参考とすること。